

**徳島県収用委員会告示第二号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長

松 尾 泰 三

一 起業者の名称 国土交通大臣  
二 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南

市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番四四	畑	七九三 平方メートル	不明
決定した土地の面積			
		二・二六 平方メートル	

四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番四四	畑	七九三 平方メートル	不明
決定した土地の面積			
		一・五九 平方メートル	

五 土地所有者の氏名、住所等

辻 里美 徳島県阿南市上中町南島八一一番地

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

七 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十月十五日